

グループ名 ・代表者名	「原発事故子ども・被災者支援法」市民会議 河崎健一郎	助成金額	50万円
連絡先など	info@foejapan.org http://shiminkaigi.jimdo.com/		
助成のテーマ	「原発事故子ども・被災者支援法」市民会議の運営		

#### 【調査研究の概要】

「原発事故子ども・被災者支援法」は、2012年6月21日、国会で成立しました。同法成立の背景には、原発事故の被害に苦しむ多くの人たちの救済や権利の確立が進んでいなかったことが挙げられます。同法は居住に関する（居住・避難・帰還の）自己決定権の尊重とそれぞれの選択に応じた必要な支援を行う国の責務、健康被害の未然防止などを理念として掲げ、支援が行き届いていない原発事故被災者にとって一筋の光でした。しかし、理念法であるため、具体的な支援方針を政府（復興庁）が定めることとなっていました。1年2ヶ月間、議論の過程が明かされることなく、放置されていました。

「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」は、同法の十分な実施のため、被災者や支援団体等が効率的な活動を行うために設立されました。基本方針案に関する提言や被災者の現状を、政府、議員、メディア、そして広く社会に伝えるべく、集会や公開のフォーラム、記者会見、声明や提言の発表等を行ってきました。

#### 【調査研究の経過】

2013年5月 支援法福島フォーラムを開催（主催：実行委員会、福島）  
支援法郡山フォーラム開催、定例会開催（郡山）

2013年6月 復興庁に支援法について申し入れ  
支援法成立1周年記者会見・集会開催（議員会館）

2013年7月 支援法実施をめぐる復興庁と会合

2013年8月 復興庁宛に支援法先送り問題について要請  
支援法および時効問題について国会議員にロビー

2013年9月 緊急署名「子ども・被災者支援法の基本方針案の見直しを」開始  
署名提出・復興庁交渉を開催（議員会館）  
子ども・被災者支援議連ヒアリングに参加・発言（議員会館）  
支援法いわきフォーラム&対話企画を開催（いわき）  
政府交渉・署名提出・市民集会「支援法を骨ぬきにしないで！」開催（議員会館）

2013年10月 子ども・被災者支援法 基本方針に被災当事者が申入れ  
原発事故子ども・被災者支援法宮城フォーラムで講演  
原発事故子ども被災者支援法市民会議・山形フォーラム開催

2013年11月 原発事故子ども被災者支援法市民会議・札幌フォーラム

2014年2月 東京都避難者支援課と会合

#### 【今後の展望など】

・今後は、とりわけ避難者への住宅支援問題、幅広い被災者への健診・医療費減免について、法制化の可能性も含めて検討・活動を行っていきます。

会計報告書の概要（金額単位：千円）			充当した資金の内訳		
支出費目	内 訳	支出金額	高木基金の 助成金を充当	他の助成金 等を充当	自己資金
旅費	各地でのフォーラム・記者会見・集会・支援法議連への参加、福島県内各地訪問交通費	446	190	0	255
会議費	各地でのフォーラムの会場代	70	50	0	20
印刷費	記者会見・集会・議連ヒアリング・各地でのフォーラム印刷費、支援法基本方針をめぐるQ&A	145	60	0	85
人件費		1,200	20	0	1,000
その他	通信費	120	0	0	120
合 計		1,981	500	0	1,480

#### 参考文献（ウェブサイトや書籍、成果物など）

- ・基本方針案関連緊急特設ページ <http://shiminkaigi.jimdo.com/principle/>

# 原発事故子ども・被災者支援法 市民会議

## 活動報告資料

於：高木仁三郎市民科学基金 成果発表会  
報告者：河崎健一郎（市民会議世話人）

## 市民会議の成立

- 2011年 「原発避難」の発生
- 2012年 避難者を含む被災者全体のための立法運動
- 2012・6・21 「原発事故子ども・被災者支援法」が衆参両院の今回は共同提案、全会一致で可決・成立
- 2012・7・10 「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」および「原発事故子ども・被災者支援法ネットワーク」設立

## 市民会議の活動(概要)

- 情報交換のためのメーリングリストの運用
- 毎月第三金曜に全国から集まって情報交換・意思決定を行う定例会を開催
- 定例会の二週間前に世話人会を実施してアジェンダセッティング
- 協力して立法・行政に対する継続的なロビイング活動を実施
- 政治情勢等の変化に応じて院内集会・市民集会等を年間5～10回実施
- 被災当事者、支援者の団体が63加盟

## 閣議決定された「基本方針」の評価

### 内容の問題点

対象となる地域が狭すぎる

避難者向けの支援施策が皆無に近い

国の責任での健診・医療の検討が全く進んでいない

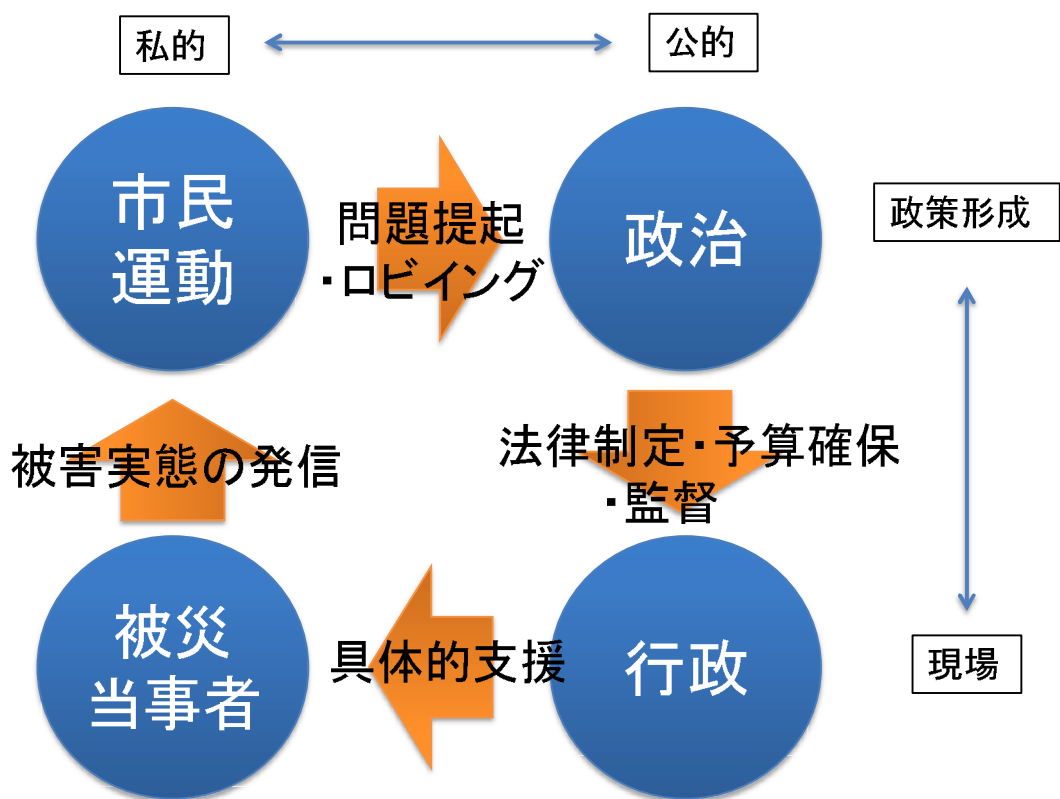
### 定め方の問題点

パブリックコメントの意見反映されず

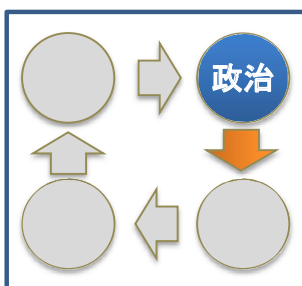
自治体や地方議会からの声が反映されず

被害当事者が政策決定に参加できていない

# なぜ、支援法の具体化が遅れているのか



## なぜ、具体化が遅れているのか ~ 政治



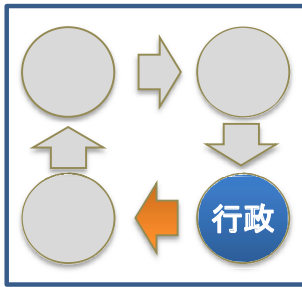
### □ 政治的イニシアティブの混乱と逆風

- ✓ 法律成立後の政治的混乱(相次ぐ与党からの離党)
- ✓ 政権交代による混乱
- ✓ 超党派議連立ち上げの遅れとその後のメンバー離脱
- ✓ 衆院選、参院選での発議者議員の落選

### □ 「議員立法」の限界？

- ✓ 閣法にくらべての各省庁(特に財務省)、自治体への根回し不足
- ✓ 委任立法の不存在
- ✓ 予算獲得プロセス(概算要求)に繋がっていない
- ✓ 「官僚」を動かすための方法不足

## なぜ、具体化が遅れているのか ～行政



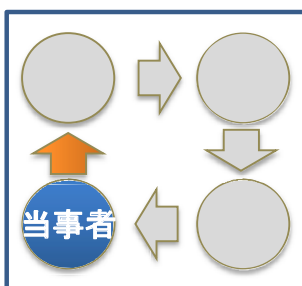
### □ 低線量被曝の問題自体を無視しようとする根強い考え方

- ✓ 読売新聞等の一連のキャンペーン。
- ✓ 2013年2月25日付「原発風評被害、放射能の基準から考え直せ」等
- ✓ 最近では、ついに原子力規制委員会が「年間追加被曝線量20ミリ」「除染目標1ミリの見直し」を提言との報道も

### □ 組織ぐるみのサボタージュ

- ✓ 復興庁参事官のツイッター問題に象徴的
- ✓ 「今日は懸案が一つ解決。正確に言うと、白黒つけずに曖昧なままにしておくことに関係者が同意しただけなんだけど、こんな解決策もあるということ。(2013年3月8日)」
- ✓ 準備会合すら殆ど開かれていなかったとの報道あり

## なぜ、具体化が遅れているのか ～被災当事者



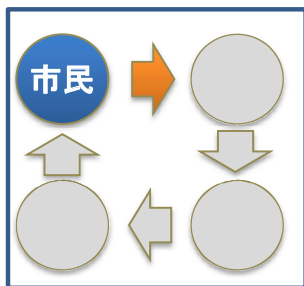
### □ おかれている状況の深刻化・個別化

- ✓ 健康問題への不安
- ✓ 「被災者」と一口に言っても状況が個別化
- ✓ 特に避難家庭では貧困化の進行が顕著
- ✓ 相次ぐ支援の打ち切り
- ✓ めぐえない分断と対立の構図  
避難区域内／外 福島県内／外  
避難／とどまった 反原発／反・反原発 …
- ✓ 特に賠償金の支払いの程度をめぐる分断と対立の構図は深刻

### □ 当事者が発信することの難しさ

- ✓ 当事者からの訴えかけでなければ言葉は届かない
- ✓ 「当事者」もさまざま。特定の人が代表することはできない難しさ。
- ✓ 被害当事者が全国的に幅広く集まった運動体の不存在

# なぜ、具体化が遅れているのか ～市民運動



## □ 原発被災問題の「風化」「後景化」

- ✓ 事故発生から2年以上が経過
- ✓ 激減しつつある原発関連報道
- ✓ 多様化する被災者の状況
- ✓ 動かぬ現状に諦めも・・・
- ✓ 支援者の撤退・支援疲れ

## ・・・とはいえ、議論の「受け皿」作りはできてきた

- ✓ 原発事故子ども・被災者支援法市民会議
- ✓ 原発事故子ども・被災者支援法ネットワーク
- ✓ 数十回にわたる復興庁、各省庁へのインプットや集会開催（非公式）
- ✓ 更にネットワークの枠を超えて共同で大規模な集会を実施
- ✓ 60を超える地方議会で支援法の推進議決がなされた
- ✓ 自治体議連の創設と粘り強い働きかけ

## （再確認）子ども被災者支援法の考え方

1. 「事故により放出された放射性物質が広く拡散している」「放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」（第1条）  
→ 「**予防原則**」の立場を重視
2. 「被災者一人一人が居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援する」（第2条第2項）  
→ 背景に「**被曝を避ける権利**」

## (再確認) 子ども被災者支援法の考え方

3. 国は、事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者(胎児含む)については、生涯にわたって実施(第13条第2項)  
→ **子どもの生涯の健康診断を国が実施**
4. 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療(東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。)を受けた費用についてその負担を減免(第13条第3項)  
→ **医療費の減免を国が実施**

## 更に考える なぜここまで進まないのか

私たちは「**痛いところ**」を突いた

- 原発事故の**被害を小さく**見せかけたい
- 原発事故被害への対応**予算をできるだけ少なく**抑えたい
- 被曝の問題に取り組むことで、「**風評被害**」の**拡大を**恐れている
- 安全か危険かは**行政が決める**、住民はそれに従うべきと考えている  
→ **「痛いところ」なのは、重要なことだから**

# 今後に向けて

## 行政

- 具体的な事業の実施を求める
- 予算措置を求める
- 基本方針の見直しを求める

## 政治

- 支援法の精神を受けた個別の具体化立法を求める
- 国際的な基準の確立を求める

## 当事者 ・ 市民運動

- 現状の把握と整理、そして提示
- 当事者の声を届けていく仕組み作り